

# 犬山市で産業廃棄物等関連施設の設置及び変更を 計画されている事業者の方へ

R2.7. 改定版

事業者が、犬山市内で産業廃棄物等関連施設の設置及び変更をしようとするときは、「犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき、愛知県へ許可申請書を提出する前（届出の場合は着手前）に、事業計画書及び環境保全対策書を作成し、住民説明会を開催する等、関係地域の地元組織等の代表との『環境保全協定』の締結に向けた諸手続きを行う必要があります。

## 1. 条例の趣旨

産業廃棄物等関連施設の設置にあたり、必要な手続きを定めることで、事業者と関係住民との紛争の予防及び調整を図ることを目的としています。

## 2. 産業廃棄物等関連施設とは（資料1参照）

産業廃棄物の収集・運搬、処分等の処理を行う施設で、次のものが該当します。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設（※）
- ② 産業廃棄物の処分を業として行う者が、産業廃棄物の処分の用に供するために設置する施設
- ③ 産業廃棄物の収集・運搬を業として行う者が、産業廃棄物の積替え又は保管の用に供するために設置する施設
- ④ 汚染土壌処理業に関する省令第1条に規定する施設（※）

## 3. 事業者が行う手続きについて

主な内容は次のとおりです。詳細は、犬山市公式ホームページを確認してください。

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/gomi/1005044/1000680.html>

- ① 事業計画書、環境保全対策書の提出
- ② 関係住民へ向けた説明会の開催
- ③ 関係住民から提出された意見書に対する見解書の提出
- ④ 関係地域の地元組織等の代表者との『環境保全協定』の締結

## 4. 既存施設に係る変更について（資料2参照）

次の場合は、上記手続きが必要になります。

- ① 産業廃棄物等関連施設内において取り扱う産業廃棄物の種類の変更
- ② 産業廃棄物等関連施設の設置場所、産業廃棄物の保管場所（積替え保管場所を含む）の変更
- ③ 処理能力又は保管場所（積替え保管場所を含む）の面積の10%以上の増加変更
- ④ 産業廃棄物処理施設の構造、設備、処理方式等の変更
- ⑤ 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス・排水量の増大又は排出方法などの変更
- ⑥ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の変更

## 5. 具体的な計画がある場合について

愛知県尾張県民事務所 廃棄物対策課（電話：052-961-7211（代表））への事前相談と併せて、下記までご相談ください。

【問合せ先】犬山市役所 経済環境部 環境課（市役所3階）

電話：0568-44-0344 FAX：0568-44-0367 メール：020300@city.inuyama.lg.jp